

# 新型コロナウイルス対策事業 を紹介します！

多久市では、原油価格・物価高騰により増加する事業所などの経済的負担の軽減および新型コロナウイルス感染症の予防を図るため、次の事業を実施します。

## 1 水道基本料金免除事業

市内すべての水道利用者（官公署を除く）を対象に令和4年11月および12月請求分の水道基本料金を免除します。



### ■免除額

- ①一般家庭用で使用量 5 m<sup>3</sup>以下の場合 1,540円/月
- ②一般家庭用で使用量 6 m<sup>3</sup>以上の場合 2,090円/月
- ③事業所などの業務用（使用量に関係なく）  
2,640円/月

※利用者の手続きは不要です

問 市民生活課 生活環境係 ☎ 75-6117

## 2 食材高騰対策支援事業 （医療・介護・障害）

入所利用者および入院患者1人あたり61円/日（3食分）、通所利用者1人あたり20円/日（1食分）を上限として、給食材料費の年間実績額に応じて、介護施設、医療機関、障害福祉サービス事業者などに補助金を交付します。

- 例 入所利用者1人の1食に係る費用が前年と比べて20円増加した場合は、60円（3食分）×365日 = 21,900円を補助します。



問 地域包括支援課 地域包括支援係 ☎ 75-6033 / 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎ 75-4823

## 3 医療・介護・福祉施設支援事業

光熱水費や医療資材の高騰により収益が圧迫されていることから、県が実施する事業者支援の対象外となる医療・福祉サービスなどの事業者に対し市独自の支援金を交付します。

- 支給額 一律15万円
- 対象 病院・医院、歯科医院、障害福祉サービス事業者、介護サービス事業者

問 健康増進課 健康増進係 ☎ 75-3355

## 4 観光関連事業継続支援事業

長引くコロナ禍による経営悪化や原油価格・物価高騰に対し支援します。

- 対象 一定の要件を満たす市内の観光関連事業者
- 内容
  - 事業継続支援（令和元年度と令和3年度を比較し、総売上上の減少分に応じた支援金の支給）
  - 原油価格・物価高騰事業者支援（燃油・電気料金などの上昇分に対し補助）

問 商工観光課 商工観光係 ☎ 75-2117